

水道料金の減免について

(減免期間:令和7年6月検針分から令和8年1月検針分まで)



宜野湾市では、物価高騰の影響を受ける市民および事業者に対し経済的支援を行うため、令和7年6月検針分から令和8年1月検針分までの8カ月間において、水道基本料金および超過料金共に1㎡あたり23円(税抜き)を減免致します。

▶ **対象** 宜野湾市上下水道局と給水契約を締結している家庭用、営業用、連合専用の給水契約者

▶ **減免期間** 令和7年6月検針分から令和8年1月検針分までの8カ月間

▶ **減免額**
1㎡あたり23円(税抜き)

※減免申請は不要です。

問 上下水道局総務企画課
☎892-3351

1月当たりの使用水量に応じた水道料金比較表(税込)

水量/月	減免前の水道料金	減免後の料金	減免額
8㎡使用の場合 (単身世帯)	1,240円	1,040円	△200円
10㎡使用の場合 (2人世帯)	1,690円	1,440円	△250円
15㎡使用の場合 (2~3人世帯)	2,810円	2,430円	△380円
20㎡使用の場合 (3~4人世帯)	3,920円	3,420円	△500円
30㎡使用の場合 (4~5人世帯)	6,270円	5,510円	△760円
40㎡使用の場合 (5~6人世帯)	8,720円	7,710円	△1,010円

※表中の使用水量は、平均的なモデル世帯の使用水量である。

令和7年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。

なお、この制度開始後に出生や帰化などにより、初めて戸籍に記載される方については、出生届や帰化届などの届出時にそのフリガナを届け出ることとなります。すでに戸籍に記載されている方については、今年の5月以降、本籍地の市区町村長から皆さまに、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きますので、ご確認をお願いします。宜野湾市に本籍がある方については、8月頃の発送を予定しています。

①フリガナが正しい場合

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に通知のとおり戸籍に記載されます。

②フリガナが誤っている場合

令和8年7月25日までに、届出をお願いします。届出については、マイナポータルを利用したオンラインでの届出に加え、市役所窓口や郵送による届出ができます。

問 市民課 ☎内線2745・2746

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナを必ず確認!

→ 誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの提出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。



フリガナのルールができます詳しくはこちら↑

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

法務省
MINISTRY OF JUSTICE